

大和市コミュニティセンター上草柳会館指定管理者申込要領

1. 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市コミュニティセンター（以下、「センター」という。）は、地域住民が自主的な活動や、サークル活動等を通じて相互の交流を深化させ、地域コミュニティを醸成する場として設置された施設です。

指定管理者には、地域のニーズを把握し使用者の利便性の向上を図り、使用者が気持ちよく使用できるよう努めるとともに、より活発な使用が図られるような管理・運営を行うものとしします。

2. 施設の概要

（ア）施設の名称	大和市コミュニティセンター上草柳会館
（イ）所在地	上草柳五丁目3番11号
（ウ）開館時期	昭和54年5月
（エ）建物概要	敷地面積 476.00㎡ 延床面積 364.31㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造地上2階建

3. 管理の基準

センターを管理・運営する基準は、以下のとおりとします。

（ア）開館時間	午前10時から午後10時まで ※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。また、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。
（イ）休館日	月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで ※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。また、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。
（ウ）職員の配置	開館時間の内、午前10時から午後5時30分まで、原則として2名の勤務とする。ただし、交替で休憩時間を取得する間においては1名の勤務にすることができる。なお、本協定以外の協定等によって業務を行う場合はその限りではない。
（エ）その他	大和市地域防災計画において、福祉避難所、国民保護法における緊急一時避難施設に指定されている。

4. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとします。

- （1）センターの使用の承認に関する業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- （2）センターの維持管理に関する業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- （3）地域の特色を活かした地域コミュニティの推進を図る業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- （4）前各号に掲げるもののほか、大和市または指定管理者が必要と認める業務（詳細は別紙仕様書

のとおり)

5. 指定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで(2年間)

6. 指定管理料

指定管理料の上限は、次表のとおりとします。(指定管理料は次表の金額を上限として、提出された収支予算書の提示額に基づき協定書で定める額とする。)

対象年度	指定管理料の額
令和9年度	5,116,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
令和10年度	5,200,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

- ① 指定管理料は毎年度半期ごとの前払いとします。
- ② 指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金は、指定管理者に帰属します。
- ③ 指定期間中に賃金水準、物価水準の変動、法制度等の変更及び管理施設の改修工事等に伴う休館により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。
- ④ 神奈川県最低賃金の改定見込みを踏まえ、人件費を令和9年10月以降分については時給1,378円で積算したうえで指定管理料の上限額を設定していますので、当該時給で積算した人件費を含めた提案をお願いします。ただし、実際の改定額と当該時給に大きな差が生じた場合は、リスク分担表に基づく協議を行う場合があります。

7. リスク分担【○:主負担 △:従負担】

リスクの種類	内容	大和市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	上記以外の神奈川県最低賃金の額の改定に伴う人件費の変動	協議	
	上記以外の要因で急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
周辺住民・市民等及び施設使用者への対応	事業に関する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設使用者からの苦情、反対、要望、訴訟	△	○
法令等の変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	協議	
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△

書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件5万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件5万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協議	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
セキュリティ・情報の保護	管理不備による情報漏洩の発生		○
	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
	ただし、上記による損害額が著しい場合	協議	
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
使用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅滞・中止	大和市の管理瑕疵に起因する損害等によるもの	○	
	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

8. その他留意事項

別紙仕様書のとおり

9. 申込の手続き

(1) 申込資格

(ア) 団体であること（個人での申込は不可）

(イ) 団体またはその代表者（会長のこと）が、次の事項に該当しないこと

- ① 団体又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ② 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者であること。
- ③ 団体又はその代表者が国税及び地方税等を滞納している者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条

の11第1項の規定により準用する場合も含む。)により、市の執行機関における一般競争入札の参加を制限されている者であること。

- ⑥ 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ⑦ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体の法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ⑨ 大和市暴力団排除条例(平成23年条例第4号)第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く)。
- ⑪ 共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと。

(ウ) 団体又はその代表者(会長のこと)、副会長、会計及び監査をする職にある者が、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2、第142条(同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。

(2) 申込書類

下記書類を提出期限までに提出してください。

- (ア) 企画提案書(指定期間2年間の年度ごとの内訳が分かるものを提出)
- (イ) 収支予算書(指定期間2年間の年度ごとの内訳が分かるものを提出)
- (ウ) 財産目録(申込書提出日時点での保有財産)
- (エ) 規約等
- (オ) 活動状況

(3) 提出期限

令和8年10月15日(木)午後5時まで(郵送可、郵送の場合は必着)

(4) 申込場所

大和市市民経済・にぎわい創出部つながり推進課
大和市下鶴間一丁目1番1号

10. 選定について

(1) 選定結果について

大和市コミュニティセンター設置条例第7条に基づき、申込団体に対し選定後、速やかに通知します。

11. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

審査終了後、市長は、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(2) 指定の年月日

令和9年4月1日

(3) 協定の締結

協議に基づき、協定を締結します。協定は、大和市コミュニティセンター設置条例第11条に基づき、次の項目について定めます。

(ア) 指定期間に関する事項

(イ) 管理業務に関する事項

(ウ) 管理業務報告に関する事項

(エ) 指定管理料に関する事項

(オ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(カ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(キ) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(ク) その他市長が別に定める事項

12. スケジュール

令和8年9月11日(金)	申込要領の配布
令和8年9月11日から 10月15日(木)午後5時まで	申込期間
令和8年10月下旬	選定結果の通知
令和8年11月下旬	市議会に指定管理者に関する議案提出
令和9年3月中旬	市議会の議決を経て、指定管理料を決定
令和9年4月1日	次期指定管理者指定の通知、協定書締結、告示

13. 添付書類

(1) 大和市コミュニティセンター設置条例

(2) 大和市コミュニティセンター設置条例施行規則

(3) 大和市コミュニティセンター上草柳会館指定管理者仕様書

14. 提出先及び問い合わせ先

大和市市民経済・にぎわい創出部つながり推進課

大和市下鶴間一丁目1番1号

電話 046-260-5162 / FAX 046-260-5138

メール sk_seika@city.yamato.lg.jp

○大和市コミュニティセンター設置条例

昭和 54 年3月 26 日条例第6号

改正

昭和 56 年3月 27 日条例第7号

昭和 56 年9月 29 日条例第 30 号

昭和 57 年3月 30 日条例第7号

昭和 58 年3月 23 日条例第6号

昭和 59 年3月 28 日条例第 10 号

昭和 59 年9月 27 日条例第 33 号

昭和 60 年3月 28 日条例第4号

昭和 61 年3月 26 日条例第 10 号

昭和 62 年3月 26 日条例第6号

昭和 63 年3月 28 日条例第8号

平成元年4月 1 日条例第9号

平成2年 12 月 26 日条例第 14 号

平成5年9月 29 日条例第 25 号

平成9年 12 月 22 日条例第 20 号

平成 16 年3月 29 日条例第3号

平成 17 年9月 29 日条例第 30 号

平成 19 年9月 28 日条例第 31 号

平成 22 年9月 29 日条例第 18 号

(目的及び設置)

第1条 本市は、地域住民が、生活環境の向上のために自主的に活動し、及びクラブ活動等を通じて相互の交流を深め、連帯感にあふれた人間性豊かな地域社会を形成し、もって福祉の増進と文化の向上を図ることのできる場として、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 センターは、次に掲げる事項のために、地域住民が使用するものとする。

- (1) 学習、レクリエーション、クラブ活動及びスポーツ
- (2) 講習会、研究会、展示会その他各種集会
- (3) 児童の健全な育成に寄与する活動
- (4) その他地域住民の自主的な活動及び相互の交流活動
- (5) 市が行う社会教育活動

2 前項に定めるもののほか、国、市又は他の地方公共団体が実施する事業において市長が必要と認める場合は、センターを使用することができる。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の承認に関する業務

- (2) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (3) 地域の特色を生かした地域コミュニティの推進を図る業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- （指定管理者の候補者の選定）

第6条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、センターの存する地域に居住する者で構成され地域住民の交流の促進を図ることを目的として設立された団体であって、次に掲げる選定の基準に照らしセンターの設置目的を最も効果的に達成できると認められるもの（以下「被選定団体」という。）を、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) センターを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) センターの効用を最大限発揮するものであること。
- (3) センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

2 市長は、前項の規定による選定に当たり、被選定団体に対しセンターの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を提出させなければならない。

（選定の結果の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について被選定団体に通知しなければならない。

（指定管理者の指定）

第8条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

（指定管理者の指定の告示）

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

（指定期間）

第10条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

（協定の締結）

第11条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 管理業務に関する事項
 - (3) 管理業務報告に関する事項
 - (4) 管理費用に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
 - (8) その他市長が別に定める事項
- （事業報告書の作成及び提出等）

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、センターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況

(2) センターの管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示)

第13条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(選定の制限)

第14条 市長は、前条の規定による告示を行った指定管理者については、第6条第1項の規定による次の指定管理者の候補者としての選定を行うことができない。

(開館時間)

第15条 センターの開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第16条 センターの休館日は、月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

(使用の承認)

第17条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による使用の承認をしない。

(1) センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

(2) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあると認めたとき。

(3) 営利のみを目的として使用するおそれがあると認めたとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(5) その他指定管理者が管理上その使用を不適当と認めたとき。

(使用承認の取消し等)

第19条 指定管理者は、第17条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じててもその責任を負わない。

(1) 使用の申込みに偽り又は不正があったとき。

(2) 第17条第2項の条件に違反したとき。

(3) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。

(6) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

(入館の拒否等)

第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者、施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（目的外使用等の禁止）

第21条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第22条 使用者は、別表第2に定める使用料を、大和市証紙条例（昭和47年大和市条例第13号）第2条に規定する方法により、納めなければならない。

（使用料の減免）

第23条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第24条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第25条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

（損害賠償義務）

第26条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（個人情報の取扱い等）

第27条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びセンターの業務に従事している者は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

（情報公開）

第28条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

（委任）

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第7号）

この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市コミュニティセンター設置条例等の規定は、昭和56年8月3日から適用する。

附 則（昭和57年条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第6号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第10号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第33号）

この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第4号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第10号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第6号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第8号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第14号）

この条例は、平成3年3月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第25号）

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例第6条第1項の規定により受けた承認であって、第2条の規定の施行の日以後の利用に係るものは、同条の規定による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例第17条第1項の規定により受けた承認とみなす。

附 則（平成19年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例（以下この項において「新条例」という。）第22条及び別表第2の規定による使用料の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

（大和市証紙条例の一部改正）

- 3 大和市証紙条例（昭和47年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年条例第18号）

この条例は、平成22年10月12日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第23号）

この条例は、平成30年10月9日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
大和市コミュニティセンター公所会館	大和市下鶴間504番地1
大和市コミュニティセンター中央林間会館	大和市中央林間六丁目26番7号
大和市コミュニティセンター緑野会館	大和市中央林間西四丁目27番3号
大和市コミュニティセンター下鶴間会館	大和市下鶴間2880番地2
大和市コミュニティセンター南林間会館	大和市南林間七丁目14番24号
大和市コミュニティセンター鶴間会館	大和市鶴間二丁目12番35号
大和市コミュニティセンター西鶴間会館	大和市西鶴間二丁目4番20号
大和市コミュニティセンター深見北会館	大和市深見498番地5
大和市コミュニティセンター上草柳会館	大和市上草柳五丁目3番11号
大和市コミュニティセンター深見中会館	大和市深見台四丁目10番29号
大和市コミュニティセンター桜森会館	大和市桜森三丁目5番21号
大和市コミュニティセンター草柳会館	大和市下草柳552番地1
大和市コミュニティセンター深見南会館	大和市深見台一丁目9番19号
大和市コミュニティセンター下草柳会館	大和市中央六丁目5番19号
大和市コミュニティセンター柳橋会館	大和市柳橋二丁目12番地2
大和市コミュニティセンター桜丘会館	大和市上和田860番地1
大和市コミュニティセンター福田会館	大和市代官一丁目22番地3
大和市コミュニティセンター上和田会館	大和市上和田2700番地18
大和市コミュニティセンター下福田会館	大和市福田611番地1
大和市コミュニティセンター下和田会館	大和市下和田791番地2

別表第2（第22条関係）

施設使用料

室名	使用料
集会室 大会議室	1時間につき 400円
休養室（和室） 小会議室	1時間につき 100円
実習室	1時間につき 100円
学習室	1時間につき 100円
保育室 中会議室	1時間につき 300円

備考

使用時間を超過して使用する場合に、その超過時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなして計算す

○大和市コミュニティセンター設置条例施行規則

平成 10 年 1 月 29 日規則第 2 号

改正

平成 15 年 1 月 27 日規則第 2 号

平成 16 年 7 月 15 日規則第 43 号

平成 17 年 9 月 29 日規則第 70 号

平成 18 年 3 月 30 日規則第 29 号

平成 20 年 1 月 11 日規則第 2 号

平成 20 年 11 月 21 日規則第 91 号

平成 20 年 12 月 18 日規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市コミュニティセンター設置条例(昭和 54 年大和市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 29 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定に当たり提出する書類)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 被選定団体の活動実績及び運営状況を説明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(使用の申請)

第 3 条 条例第 17 条第 1 項の規定によりコミュニティセンター(以下「センター」という。)の使用の承認を受けようとする者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前月の初日から使用日当日までに、コミュニティセンター使用申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日から申請することができる。

- (1) 別表第 1 第 1 号又は第 3 号に該当するもの 使用日の属する月の 6 月前の初日
- (2) 別表第 1 第 4 号に該当するもの 使用日の属する月の 3 月前の初日

(使用決定等の通知)

第 4 条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、その適否を決定し、コミュニティセンター使用決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第 5 条 センターの使用の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、コミュニティセンター使用変更(取消)申請書により、使用日の 7 日前までに指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、コミュニティセンター使用変更(取消)決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第 6 条 センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、条例第 22 条に規定する使用料を使用日の 7 日前までに納付しなければならない。ただし、使用日の 6 日前から使用日当日までに使用の申請をし承認を受けた者は、承認後直ちに使用料を納付しなければならない。

2 実際の使用の内容が申請書の内容と異なることにより、追加納付しなければならない使用料が発生した場合は、使用した日から 3 日以内に追加分の使用料を納付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、大和市児童館条例(昭和 44 年大和市条例第 21 号)に規定する児童館としての使用については、使用料徴収の対象としない。

(使用料の減免)

第7条 条例第23条に規定する使用料の減免は、別表第1のとおりとする。

（使用料の減免申請）

第8条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者（別表第1第3号から第5号までに掲げる者に限る。）は、コミュニティセンター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その適否を決定し、コミュニティセンター使用料減免決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免更新申請）

第9条 前条の規定により使用料の減免を受けた者が、引き続き減免を受けようとする場合は、コミュニティセンター使用料減免更新申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その適否を決定し、コミュニティセンター使用料減免更新決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第24条ただし書に規定する市長が特に必要と認めた場合は、使用者の責めによらない理由によりセンターを使用することができなくなった場合とする。

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不清潔な物品を持ち込まないこと。
- (2) 許可なく壁、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 使用終了後は、直ちに原状に復し、コミュニティセンター使用確認書により点検を行うこと。
- (5) 関係職員の指示に従うこと。

（管理上の入室）

第12条 使用者は、指定管理者が管理上特に必要があつて使用に係る施設に入室を要求したときは、拒むことができない。

（損傷等の届出）

第13条 使用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

（様式）

第14条 この規則で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は市長が別に定める。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成17年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第29号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の大和市コミュニティセンター設置条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第 3 条の規定による使用の申請その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

附 則（平成 20 年規則第 91 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 100 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表第 1（第 3 条及び第 7 条関係）

番号	使用内容	減免する室名	減免額
1	市が主催又は共催する事業等に使用するとき。	集会室	全額
2	指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に使用するとき。	休養室（和室）	
3	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が地域を対象とした事業を実施するために使用するとき。	実習室 学習室	
4	公共的団体が年間事業計画に基づく会議や事業を行うために、団体の長の申請により使用するとき。	保育室	
5	高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、青少年の健全育成を目的とした団体が、その目的に沿った会議や事業を行うために使用するとき。	集会室 保育室	1 時間につき 100 円

別表第 2（第 14 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	コミュニティセンター使用申請書	第 3 条
第 2 号様式	コミュニティセンター使用決定通知書	第 4 条
第 3 号様式	コミュニティセンター使用変更（取消）申請書	第 5 条
第 4 号様式	コミュニティセンター使用変更（取消）決定通知書	第 5 条
第 5 号様式	コミュニティセンター使用料減免申請書	第 8 条
第 6 号様式	コミュニティセンター使用料減免決定通知書	第 8 条
第 7 号様式	コミュニティセンター使用料減免更新申請書	第 9 条
第 8 号様式	コミュニティセンター使用料減免更新決定通知書	第 9 条
第 9 号様式	コミュニティセンター使用確認書	第 11 条